



参考資料

1. 計画の策定体制
2. 用語集



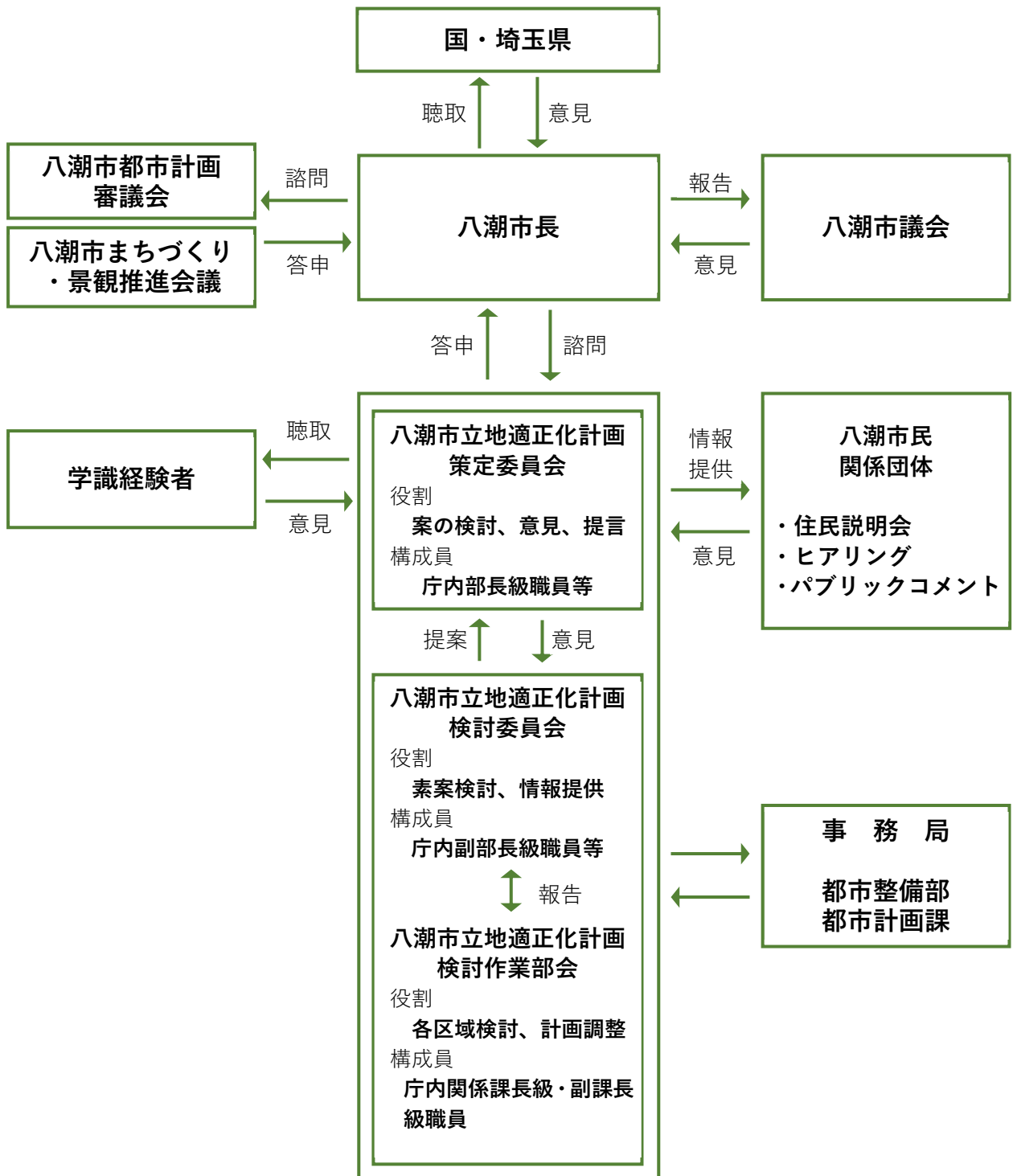
1. 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、国等の関係機関、関係団体へのヒアリングをはじめ、策定委員会、検討委員会及び作業部会の設立による庁内関係部局との調整とともに、都市計画審議会等の附属機関での幅広く、専門性のある意見の聴取を行うことで、計画内容の充実・深化を図っています。

また、市民への説明会の開催やパブリックコメントを通じて、各種意見を聴取し、その意見を反映しながら、市民の目線にたった計画策定を行いました。

図 本計画の策定体制





(2) 策定経緯

表 策定経緯（令和5～6年度）

年度	月日	会議等	主な議題等
令和5年度	-		立地適正化計画検討に向けた基礎調査を実施
令和6年度	5月9日	第1回策定委員会	・八潮市立地適正化計画策定基本方針と策定体制について
	5月15日	第1回検討委員会	・八潮市立地適正化計画の概要、策定目的、計画区域等について ・八潮市立地適正化計画策定基本方針と策定体制について
	6月21日	第2回検討委員会	・立地適正化計画基礎調査から見えた本市の課題について ・課題解決に向けて立地適正化計画に定める事項 ・立地適正化計画における支援措置について ・共通ヒアリングシートについて ・今後のスケジュールについて
	7月10日	第3回検討委員会	・立地適正化計画の構成と今後の進め方について
	8月7日	第4回検討委員会	・5章：立地適正化に向けて ・6章：誘導区域・誘導施設の設定について ① 都市機能誘導区域の設定について ② 居住誘導区域の設定について
	10月9日	第5回検討委員会	・八潮市立地適正化計画第5章に対する意見と対応について ・八潮市立地適正化計画の居住誘導区域の設定について
	10月24日	第2回策定委員会	・八潮市立地適正化計画第5章【立地適正化に向けて】について ・八潮市立地適正化計画の居住誘導区域の設定について
	11月26日	都市計画審議会	（報告）八潮市立地適正化計画策定について
	12月24日	第6回検討委員会	・八潮市立地適正化計画の居住誘導区域及び都市機能誘導区域の変更について ・八潮市立地適正化計画の誘導施設について ・八潮市立地適正化計画の防災指針について
	1月24日	第3回策定委員会	・八潮市立地適正化計画の居住誘導区域及び都市機能誘導区域の変更について ・八潮市立地適正化計画の誘導施設について ・八潮市立地適正化計画の防災指針について
	2月6日 （書面開催）	第4回策定委員会	・第3回八潮市立地適正化計画策定委員会の意見について ・学識ヒアリングの実施について
	2月14日		・学識ヒアリングの実施
	2月26日		・学識ヒアリングの実施
	3月25日	第7回検討委員会	・学識ヒアリングの結果と事務局の対応について ・国ヒアリングの結果と事務局の対応について
	3月27日	第5回策定委員会	・学識ヒアリングの結果と事務局の対応について ・国ヒアリングの結果と事務局の対応について



表 策定経緯（令和7年度）

年度	月日	会議等	主な議題等
令和7年度	4月3日	第6回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に検討した内容について ・誘導区域と防災指針について ・今後のスケジュール（案）について
	4月9日	第8回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮市立地適正化計画の必要性及び概要について ・令和6年度に検討した内容について ・今後のスケジュール（案）について
	4月23日	まちづくり・ 景観推進会議	（報告）八潮市立地適正化計画策定について
	5月29日 （書面開催）	第9回 検討委員会	・八潮市立地適正化計画（素案）に対する意見提出について
	6月20日	第10回 検討委員会	・八潮市立地適正化計画（素案）に対する意見と対応について
	6月25日 （書面開催）	第7回 策定委員会	・八潮市立地適正化計画（素案）に対する意見提出について
	6月24日 ～7月1日	住民説明会	6月24日、6月26日、6月28日、7月1日に実施（全4回）
	7月～8月	関係団体 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮工業会 ・八潮北部工業会 ・八潮南工業会 ・八潮市商工会 ・公益社団法人全日本不動産協会 埼玉県本部 県東支部 ・公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉東支部
	7月24日	第8回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮市立地適正化計画（素案）に対する意見と対応について ・八潮市立地適正化計画策定スケジュールについて
	7月29日	都市計画 審議会	（諮問）八潮市立地適正化計画について
	8月1日～ 9月1日		パブリックコメントを実施
	8月27日	まちづくり・ 景観推進会議	（諮問）八潮市立地適正化計画について
	9月9日 （書面開催）	第11回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・今後の策定スケジュールについて
	9月10日 （書面開催）	第9回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・今後の策定スケジュールについて
	9月24日	まちづくり・ 景観推進会議	（答申）八潮市立地適正化計画について
	10月20日	都市計画 審議会	（答申）八潮市立地適正化計画について
	11月12日	第12回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮市立地適正化計画（素案）について ・立地適正化計画策定に伴う都市計画マスタープランの改訂の経緯等について
	12月3日	第10回 策定委員会	・附属機関の審議結果等及び今後のスケジュール（案）について
12月25日	庁議	・八潮市立地適正化計画（案）について	



(3) 策定委員会、検討委員会、検討作業部会名簿

表 八潮市立地適正化計画策定委員会名簿（◎委員長 ○副委員長）：令和6年度

職名	氏名
◎副市長	前田 秀明
教育長	井上 正人
企画財政部長	香山 庸子
企画財政部理事	柳澤 徹
企画財政部理事	赤間 博貴
総務部長	鈴木 圭介
健康福祉部長	遠藤 雅之
子ども家庭部長	小林 健一
生活安全部長	荒浪 淳
市民活力推進部長	田口 周一
建設部長	金子 和広
○都市整備部長	山口 雅則
都市整備部理事	春山 大樹
会計管理者	井上 隆雄
水道部長	大山 孝一
議会事務局長	岡田 亨
監査委員事務局長	中西 恵一
教育部長	千葉 靖志
教育部理事	猪原 誠一



表 八潮市立地適正化計画策定委員会名簿（◎委員長 ○副委員長）：令和7年度

職名	氏名
◎副市長	前田 秀明
教育長	井上 正人
企画財政部長	柳澤 徹
企画財政部理事	菊池 俊充
企画財政部理事	赤間 博貴
総務部長	荒浪 淳
健康福祉部長	遠藤 雅之
子ども家庭部長	宇田川 智
生活安全部長	向 忠義
市民活力推進部長	小林 健一
建設部長	長嶋 雄二
○都市整備部長	浅古 哲男
都市整備部理事	春山 大樹
会計管理者	田口 周一
水道部長	大山 孝一
議会事務局長	中西 恵一
監査委員事務局長	奥村 桂子
教育部長	千葉 靖志
教育部理事	猪原 誠一



表 八潮市立地適正化計画検討委員会名簿（◎委員長 ○副委員長）：令和6年度

職名	氏名
○企画財政部副部長兼企画経営課長	菊池 俊充
企画財政部参事兼人権・男女共同参画課長兼 人権・男女共同参画担当リーダー	横山 道男
企画財政部副部長兼アセットマネジメント推進課長	宇田川 智
企画財政部企画経営課主幹	峯村 太郎
総務部副部長兼選挙管理委員会書記長	長嶋 雄二
健康福祉部副部長兼社会福祉課主幹兼 臨時給付金担当リーダー	河合 景子
健康福祉部副部長兼健康増進課長	高橋いく枝
子ども家庭部副部長兼子育て支援課長	平野 裕子
生活安全部副部長兼環境リサイクル課長	向 忠義
市民活力推進部副部長兼都市農業課長兼農業委員会事務局長	瀧沢 昭仁
建設部副部長兼下水道課長	田口 昌央
◎都市整備部副部長兼都市計画課長	佐久間 睦
都市整備部副部長兼区画整理課長	浅古 哲男
会計課長	関根 宏夫
水道部副部長	高橋 大祐
議事調査課長	鈴木 浩
監査委員事務局参事兼監査係長兼公平委員会	奥村 桂子
教育部副部長	小林 勝己
教育部参事兼文化財保護課長兼資料館長	高山 治
教育部副部長兼学務課長	山内 修



表 八潮市立地適正化計画検討委員会名簿（◎委員長 ○副委員長）：令和7年度

職名	氏名
○企画財政部副部長兼企画経営課長	峯 孝貴
企画財政部参事兼人権・男女共同参画課長兼 人権・男女共同参画担当リーダー	馬場 光隆
企画財政部副部長兼アセットマネジメント推進課長	横山 道男
企画財政部企画経営課主幹	峯村 太郎
総務部副部長兼選挙管理委員会書記長	小林 淳一
健康福祉部副部長兼長寿介護課長	萩野 範之
健康福祉部副部長兼国保年金課長	関根 宏夫
健康福祉部参事	河合 景子
子ども家庭部副部長兼子育て支援課長	平野 裕子
生活安全部副部長兼環境リサイクル課長	内海 光章
生活安全部副部長兼危機管理防災課長	神原 淳一
市民活力推進部副部長兼都市農業課長兼農業委員会事務局長	瀧沢 昭仁
建設部副部長兼道路治水課長	武田 哲雄
建設部副部長兼下水道課長	田口 昌央
都市整備部副部長兼公園みどり課長	本間 尚樹
◎都市整備部副部長兼都市計画課長	佐久間 睦
会計課長	仁平 賀子
水道部副部長	高橋 大祐
議会事務局副事務局長兼議事調査課長	鈴木 浩
監査委員事務局副事務局長兼監査係長兼公平委員会	小林 勝己
教育部副部長兼社会教育課長	倉林 昌也
教育部参事兼文化財保護課長兼資料館長	高山 治
教育部副部長兼学務課長	山内 修



表 八潮市立地適正化計画検討作業部会名簿：令和6年度

【区域設定部会】

職名	氏名
企画経営課副主幹兼統計担当リーダー	池淵 浩一
アセットマネジメント推進課副主幹兼 資産活用推進担当リーダー兼営繕・施設管理担当リーダー	大杉 俊雄
長寿介護課長	萩野 範之
障がい福祉課長兼身体障害者福祉センターやすらぎ所長	井上 淳子
健康増進課主幹	布施 由美子
子育て支援課副課長兼子育て支援係長	清水 敬太
建設管理課長兼市営住宅係長	横尾 清
都市計画課長	佐久間 睦
区画整理課主幹兼換地担当リーダー	嶋根 恵司
学務課長	山内 修

【公共交通部会】

職名	氏名
交通防犯課長	菊名 善憲
北部拠点整備課長	安西 伸一郎

【防災指針部会】

職名	氏名
危機管理防災課長	神原 淳一

【届出制度部会】

職名	氏名
開発建築課長兼開発指導係長	近藤 貴慎



(4) 諮問・答申

1) 八潮市まちづくり・景観推進会議

八潮都第95号
令和7年8月27日

八潮市まちづくり・景観推進会議
会長 松本 昭 様

八潮市長 大山 忍

八潮市立地適正化計画について（諮問）
このことについて、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に定める「立地適正化計画」について作成を行うことから、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号）第6条第2項の規定により、貴会議の意見を求めます。

八潮まち推第7号
令和7年9月24日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市まちづくり・景観推進会議
会長 松本 昭

八潮市立地適正化計画について（答申）

令和7年8月27日付け八潮都第95号で諮問のあったことについて、
当会議の意見は下記のとおりです。

記

1 意見 原案のとおりで異議はありません。



2) 八潮市都市計画審議会

八潮都第74号
令和7年7月29日

八潮市都市計画審議会
会長 荒井 歩 様

八潮市長 大山 忍

八潮市立地適正化計画について（諮問）
このことについて、都市再生特別措置法第81条第22項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

八潮都審第3号
令和7年10月20日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市都市計画審議会
会長 荒井 歩

八潮市立地適正化計画について（答申）

令和7年7月29日付け、八潮都第74号で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

- | | | | | |
|---|-------|---|---|---|
| 1 | 賛 | 否 | 賛 | 成 |
| 2 | 意見の要旨 | | な | し |



2. 用語集

ア行

用語	説明
空家等対策計画	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、地域住民の生命、身体、財産を保護し、生活環境の保全、空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策をまとめた計画。本市では「第2期まちの景観と空家等対策計画」が該当。
一般道路	高速自動車国道や自動車専用道路以外の国道、都道府県道、市町村道を指す。
インフラ	インフラストラクチャの略語で、生活、社会、経済の基盤を支える施設や設備のことで、道路、鉄道、電気、ガス、水道、通信など、生活基盤、社会基盤となる施設。
雨水貯留施設	雨水が河川や水路に流出するのを一時的におさえるために、タンク等に雨水を貯留し、雨水の流下量を減少させ、水害を抑制する施設。
雨水流出量	降雨により、一定の集水区域（流域）から一定時間に流出する雨水量。
液状化	地震の揺れによって地盤が液体化する現象。
大型小売店舗	大規模小売店舗立地法の対象となる建物で、小売店の店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗。
屋上緑化	都市におけるヒートアイランド現象の緩和、美しく潤いのある都市空間の形成、都市の低炭素化等の観点から建築物の屋上や屋根に植栽を行うこと。
オンデマンド交通	利用者の予約状況に応じて、運行ルートや時間を調整して運行する乗合型の公共交通サービス。

カ行

用語	説明
(仮称)外環八潮パーキングエリア、(仮称)外環八潮スマートインターチェンジ	東京外環自動車道に整備中のパーキングエリアとスマートインターチェンジ。
外水はん濫	大雨で河川の水位が上がって堤防を越えたり、堤防が壊れて、水があふれる現象。
開発行為	建築物の建築、コンクリートプラント等の建設、ゴルフコース、墓園等の建設を目的として、土地の区画形質の変更を行うこと。
家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋等の倒壊・流失をもたらすような、堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食の発生することが想定される区域。
各種学校	和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護師、保健師、理容、美容、英会話、工業などの各種の教育施設。
カバー率	人口等の全体規模に対し、当該圏域の規模がどの程度の割合を占めるかを表す指標。サービス圏域の人口カバー率であれば、「人口カバー率＝当該サービス圏域の人口÷総人口」となる。



勧告	行政機関が当事者に対して、行動をとる(作為)、もしくは行動をとらない(不作為)ように強くすすめる行政指導。
冠水	道路や田畑などの屋外の地表が水で覆われる状態。
基幹公共交通	市内の拠点間や他市町村への通勤・通学等の交通手段として利用される公共交通機関。
義務教育学校	小学校及び中学校の義務教育期間の9年間を一貫して行う学校。
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊により居住者等に被害のおそれのあるもの及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限が必要な区域。
旧耐震基準建物	1981年の建築基準法の耐震基準が強化される前に建築された建築物。
業務継続体制	災害が発生しても事業やサービスの提供を中断しないか、中断しても迅速に復旧させることができ、事業への影響を最小限に抑えられる組織的な体制。
緊急輸送道路	避難・救助、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保する重要な路線で、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。
勤労福祉センター	勤労者やその他市民の教養及び文化の向上、福祉の増進を図るための施設。
建築行為	建築基準法に規定する建築物等を建築する行為。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。
公共交通空白地域	駅やバス停から一定距離以上離れた公共交通機関の利便性が低い地域。
公共交通ネットワーク	鉄道やバス路線などの公共交通機関で構成される交通網。
公共交通のサービス圏域	鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しやすい範囲を指し、鉄道駅から1km以内、バス停から300m以内の区域。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの公共の用に供する水域及びそれに接続する公共の水路。
洪水浸水想定区域	河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域。
高速交通体系	高速道路の道路網や新幹線等の鉄道網によって構成される交通ネットワークシステム。
交通結節点	駅前広場、バスターミナル、インターチェンジ、ジャンクションやロータリーなどの道路に関する部分も含めた、各種交通機関(鉄道・バス・タクシー等)の相互の乗り換えを行う場所や施設。
高等専門学校	実践的・創造的技術者を養成することを目的とした5年一貫の高等教育機関。
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るために策定する計画で、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために策定する計画。本市では「第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が該当。



国道4号東埼玉道路	八潮市八條（東京外環自動車道）を起点として、春日部市下柳（国道16号）までの延長約17.6kmの道路。
子育て支援施設	安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のため、子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行う施設。本計画では、保育所、認可外保育施設、小規模保育施設、幼稚園、認定こども園が対象。
コミュニティバス	行政が中心となって、既存の路線以外にバス交通を必要とする地域で運行するバス路線。
コンパクトシティ	高密度で近接し、市街地を公共交通機関でつなぎ、地域のサービスや職場までの移動が容易な都市構造の都市。
コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり	誰もが生活に便利で、安心して暮らせるように、医療・福祉・商業等の生活機能を集積・集約化させ、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり。

サ行

用語	説明
災害危険区域	建築基準法に基づいて地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として条例で指定する区域で、住居の建築の禁止等、建築物の建築を制限される区域。
災害時応援協定	災害時において、物資供給・輸送、ライフライン施設の復旧、災害時広報などの支援に関する協定。
災害ハザード情報	水害や地震災害等の災害危険度の情報。
災害リスク分析	災害発生の危険度や影響を分析すること。
災害レッドゾーン	地震や水害発生時に特に危険性の高い区域で、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域を指す。
市街化区域・市街化調整区域	都市計画法に基づいて定められる区域で、計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域がある。市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることを「区域区分」という。
市街地開発事業	一定の区域内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に整備する事業で、6種類の事業(土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業)を指す。
自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織。
自助・共助・公助	「自助」は災害が発生した際に自分自身(家族を含む)で身の安全を守ること、「共助」は地域やコミュニティの周囲の人たちが協力して助け合うこと、「公助」は市町村や消防、県や警察、自衛隊の公的機関による救助・援助を指す。
地すべり防止区域	地すべりしている区域、地すべりするおそれのきわめて大きな区域及びこれに隣接する区域のうち、地すべりを誘発・助長するおそれのある行為の制限、防止施設の整備を目的として国土交通大臣が指定する区域。
自動運転専用道路	自動運転システムの車両の専用道路・専用レーンの道路。



シビックセンター	市民生活の中で利用される公共・公益施設、文化・交流施設、商業・業務施設などが集積した区域。本計画では市役所周辺区域が該当。
社会福祉施設	老人、児童、心身障がい者、生活困窮者など、様々なサービスを必要としている者を援護、育成、更生のための施設で、老人福祉施設、障がい者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。本計画では、老人福祉施設、障がい者支援施設、児童福祉施設が対象。
集約型の都市構造	高度成長期以降の急激な車社会の進展により市街地が外延化し市街地密度が低下したのに対し、歩いて暮らせる社会形成のため、コンパクトに都市機能を集めた都市構造。
首都高速 6 号三郷線	首都高速道路のうち、中央環状線小菅ジャンクションから三郷ジャンクションに至る首都高速道路。
障がい者福祉施設	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などが日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するための施設。
常備消防施設	市町村に設置された消防本部及び消防署。
職業訓練校	求職者が業務に必要な知識や技術を習得できる公的な施設。
人口集中地区 (DID)	国勢調査の結果に基づいて設定される地区であり、人口密度が 40 人/ha 以上かつ 5,000 人以上の集団を形成している地区。
浸水防除	降雨などによる浸水を防止し、浸水被害を軽減させること。
診療所	医療施設のうち、20 床未満の入院施設（病床）を持つ医療施設。
垂直避難	安全な建物の 2 階以上に避難すること。
生活利便施設	市民生活を支える公共及び民間の施設で、本計画では商業施設、医療施設、社会福祉施設(老人福祉、障がい者福祉)、子育て支援施設、教育施設、文化施設・行政施設を指す。
生産年齢人口	15 歳～64 歳の人口。
生産緑地地区	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している 300 m ² 以上の農地を都市計画として定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度。
製造品出荷額	製造業を営む事業所が、1 年間に製造品の出荷によって得られた額。
専修学校	職業もしくは実際生活に必要な能力を育成し、教養の向上を目的とする学校で、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関。
線状降水帯	次々と発生し、列をなした積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで、線状に伸びる降水の雨域。
総合計画	地方自治体が総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な行政計画で、基本構想・基本計画・実施計画で構成され、本市では「第 6 次八潮市総合計画」が該当。
ソフト防災	情報提供、避難訓練、防災教育、土地利用制限など、施設等の整備を伴わないソフトな対応によって災害の回避、被害の軽減を図る方法。



夕行

用語	説明
大規模盛土造成地	盛土面積が 3,000 m ² 以上または盛土前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m以上の区域。
建物倒壊危険度	地震により建物が倒壊する危険性の指標。
地域医療支援病院	紹介患者への医療提供、医療機器等の共同利用等により、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、構造設備等を有する病院。
地域内公共交通	地域住民の日常生活や社会生活での移動など、当該地域を来訪する人の移動のための公共交通機関。
地域公共交通計画	地域の移動手段を確保するため、地方公共団体が中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら作成する計画。本市では「八潮市地域公共交通計画」が該当。
地下鉄 8 号線の延伸	東京 8 号線(東京メトロ地下鉄有楽町線)の豊洲駅から分岐し、押上、四ツ木、亀有を経由して八潮、野田市につなぎ、さらに茨城県までの延伸を想定する地下鉄の計画。東京都、埼玉県、千葉県、茨城県の 12 市区町で構成する「地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会」により取組が進行中。
地区計画	都市計画法に定められた都市計画の一種で、住民生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物や工作物の建て方などについて、地区の特性に応じたきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画。
地区防災計画	地域コミュニティの共助による防災活動の推進のため、一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動の計画。
治水	水害を防止することを指し、河川改修や遊水池・ダム等の整備などが該当。
中心市街地の空洞化	都市の中心拠点を形成していた中心市街地の商業機能、住宅機能等が衰退するとともに、商業施設や業務施設等が撤退し、空き店舗や空き地が増加し、活力を失う現象。
中等教育学校	前半 3 年間の中等教育課程と後半 3 年間の高等教育課程の 6 年間を一貫教育として、一つの学校で行う学校制度。
超高齢社会	WHO(世界保健機関)と国連の定義に基づき、65 歳以上の人口(老年人口)の割合が総人口の 21%を超えた社会を指す。
東京外環自動車道	都心から約 15km を環状に連絡する全長約 85km の高規格幹線道路。
特定機能病院	高度の医療の提供、高度の医療技術の開発、高度の医療の研修を実施する能力等を備えた病院。
特別支援学校	障がいのある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上・生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。
都市機能増進施設	医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設。
都市計画区域	都市計画法に基づいて、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、本市は、草加市、三郷市との 3 市で構成する草加都市計画区域に属している。



都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき、都市計画の適切な運用を図るため、広域的、根幹的な視点から都市や市街地像を展望し、都市計画の基本的方向を示す計画で、都市計画区域マスタープランとも呼ばれる計画。本市は、「草加都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で都市計画の方向性が示されている。
都市計画公園	都市計画法に基づいて定められた都市施設の一つ(公園)。
都市計画道路	都市計画法に基づいて定められた都市施設の一つ(道路)。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づいて策定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市町村マスタープランとも呼ばれる都市計画の長期的かつ基本的な方針を定めた計画。本市では「八潮市都市計画マスタープラン」が該当。
都市施設	都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形づくる施設を指し、道路・鉄道等の交通施設、公園、緑地、上下水道等の供給処理施設、河川・水路、教育文化施設、医療・社会福祉施設、住宅団地、官公庁施設、流通業務団地などが含まれる。都市施設のうち、都市計画に定めた都市施設を都市計画施設という。
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を指し、「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域を指す。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整えて、宅地の利用の増進を図る事業。
土地利用の整序化	土地利用の混在による非効率化や環境の悪化を防止・改善するため、住宅地、工業地、商業地、公共空地等の土地利用を秩序ある集団的な土地利用にするため、誘導や再整理を行うこと。

ナ行

用語	説明
内水排除	河川の水位の上昇により、堤内地(堤防によって洪水から守られている住居や農地のある側)の自然排水が困難となった場合に、堤内地の雨水を排除すること。
内水はん濫、内水ハザード	大雨により、雨水が排水施設で河川に排水できずに、宅地などにあふれる現象や危険度。
年間商品販売額	卸売業や小売業の事業所が1年間に商品を販売した額。
年少人口	0歳～14歳の人口。

ハ行

用語	説明
破堤	洪水や津波などによって堤防が破壊され、増水した川の水が堤内地に流れ出す現象。



ハード防災	災害発生の防止や抑制、災害発生時の避難行動を支援する施設の防災機能の向上のため、河川改修(堤防整備)、道路(避難路、緊急輸送路等)整備、急傾斜地等の安全対策、避難所・避難場所の確保、建築物の耐震化など、施設整備を伴う防災。
バリアフリー(建築)	高齢者や障がい者が安全に移動できるよう、段差などを解消したり、手すりを設けたりすること。
避難所空白地帯	災害が発生した際に、避難所までの距離が遠い、もしくは安全な避難路が確保できないなど、適切に避難することが難しい地域。
病院	医療施設のうち、20床以上の入院施設(病床)を持つ医療施設。
普通建設事業費	道路・橋りょう、学校、庁舎等公共または公用施設の新増設等の建設事業に要する経費。
壁面緑化	都市におけるヒートアイランド現象の緩和、美しく潤いのある都市空間の形成、都市の低炭素化等の観点から建築物の壁面に植栽を行うこと。
保健センター	市町村が運営する健康相談、保健指導、各種検診等を行う施設。

ヤ行

用語	説明
誘導施策	居住誘導区域や都市機能誘導区域への機能誘導の促進及びこれらの区域外へ機能が立地することを抑制するために講ずる施策。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、良好な市街地の環境形成のため、住居、商業、工業などの土地利用や建築できる建築物の用途、規模、形態を制限する制度。第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の13種類から、必要な用途地域を指定する。
要配慮者	災害が発生した際に、特に配慮や支援が必要となる者を指し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等が含まれる。

ラ行

用語	説明
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能を誘導し、持続可能な都市構造の実現を目標に、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編が連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくり目指す計画。
流域関連公共下水道	流域下水道区域内で、市町村が下水道処理区域の下水道を集めて、県が管理する流域下水道に接続して終末処理場で下水処理を行うシステム。
流域下水道	一つの河川・湖沼などの区域にある2以上の市町村の公共下水道から流れてくる下水を広域的に集めて、終末処理場で浄化し、公共用水域に放流する大規模な下水道。
緑道・遊歩道	「緑道」は、自動車交通と分離させて系統的に設けられた歩行者のための道を指し、「遊歩道」は、散策や自然観察のために設けられた道を指す。



老人福祉施設	高齢者の福祉を目的とする施設で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターを指す。
ロータリー	交通広場など、環状の道路で構成される交通結節点を指す。
ロードサイド型店舗	主に郊外の交通量が多い幹線道路沿いに立地する店舗を指し、ショッピングセンター、ホームセンター、家電量販店、ファミリーレストラン、コンビニエンスストアなどが該当。
老年人口	65歳以上の人口。

英数字

用語	説明
BRT（バス高速輸送システム）	走行空間、車両、運行管理等に様々な工夫を施し、速達性、定時性、輸送力を高度化することで、他の交通機関との接続性を高めるなど、高い利便性を提供する次世代のバスシステム。
MaaS	地域住民や旅行者の移動要望に対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
PDCA サイクル	計画（Plan）に基づいて行動を展開（Do）し、その結果や効果を評価・検証（Check）し、評価に基づいて計画の見直しや改善を実施（Action）する課程。